

「議会のあり方」検討協議会第 11 回第 3 部会 協議概要

- 1 日 時 平成 24 年 10 月 19 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 13 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 2 委員会室
- 3 出席者 （委員）小川委員長、
宇留間部会長、福永副部会長、
石井委員、川岸委員、白鳥委員、田沼委員、山本委員
（事務局）田野事務局長 他 7 人
- 4 傍聴者 （一般傍聴者） 2 人

5 協議事項及び協議結果

（1）第 10 回部会における協議概要等について

資料を配付し、了承を得た。

（2）質問方法の見直しについて

検討協議会において、委員会における一問一答方式の導入が了承され、第 4 回定例会から実施されることとなったことから、合意事項について再確認をした後、確認すべき事項について正副部会長案を提示した。

これに対し、「一問一答方式で 2、3 問を 1 回で聞くとはどういうことか」、「1 回目から一問一答方式のみとはどういうことか」などの質疑があり、「関連しない質問項目を 1 回で聞くことは認められないが、例えば、『現状と課題』などは、関連する項目として、1 回の質問項目として認める」との意見があった。

今回初めて正副部会長案が提示されたことから、各会派に持ち帰り、次回再度協議することとした。

（3）審査方法の見直しについて

第 3 回定例会での決算特別委員会分科会を実施してみて、分科会運営についての感想を述べてもらい、3 つの案について協議を行った。

その中で、「第 1 分科会の委員であったが、財政局のみ分ける必要はないのではないか」、「財政局を分けてやった場合を考えると、②案が良いのではないか」、「②案を実施し、再度検討すべき」、「今後、税収が減る可能性がある中で、全議員が同じ財政認識を持って各所管審査をすべきであり、使途が重要となっている。②案も③案も負担感は同じである」、「②案でも③案でも良いが、財政部所管は全員で共有できるのが良い」、「財政は極めて重要であることから、③案が良い」との意見、また、「一般論として、財政当局が都

合の悪いことは基本的に言わないので、総括説明で財政状況を把握するのは危険である」、「財政部所管だけでなく、資産経営部や税務部についてもいろいろな審査につながっている」との意見があった。

各委員にどの案を選択するかについて再度意見を聴取したが、まとまらなかったため、次回、正副部会長試案を提示することとした。

(4) 今後の開催日程について

第12回第3部会の開催については、平成24年11月12日(月)午後1時30分に開催する旨を確認した。